

安 全 報 告 書

(2019 年 10 月～2020 年 9 月)

アジア航測株式会社

本報告書は航空法第 111 条の 6 及びこれに基づく航空法施行規則第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に基づいて作成いたしました。

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針に関する事項 (規則第 221 条の 6 第 1 号)

アジア航測 (株) は「経営理念」に従い、自らの役割と責任を明確にして行動いたしました。

経営理念

- ・ 事業は人が創る新しい道である
- ・ 事業は永遠の道である
- ・ 事業は人格の集大成である
- ・ 事業は技術に始まり営業力で開花する
- ・ 事業は社会のために存続する
- ・ 事業はより高い利益創造で発展する

この経営理念を掲げると同時に、「アジア航測グループ役職員行動規範 (2018 年 3 月改訂)」に基づいて、役員から職員一人ひとりまで、安全確保とコンプライアンス遵守を推進しています。

また、会社方針として、品質方針、環境方針、情報セキュリティ方針、個人情報保護方針を定め、それらに基づいて行動します。

さらに、航空機運航に関しては、「航空安全管理規定」(2020 年 4 月改定) を定め、「安全方針」に基づき、「安全指標」「安全目標値」の設定を行い、安全に関する様々な活動を通じて安全確保に向けた取り組みを行います。

安全方針

- ・ 事業の基幹となる航空事業の安全確保を最優先とする

安全指標・目標値

【安全指標】：航空機事故発生件数・重大インシデント発生件数

【目標値】：「ゼロ」

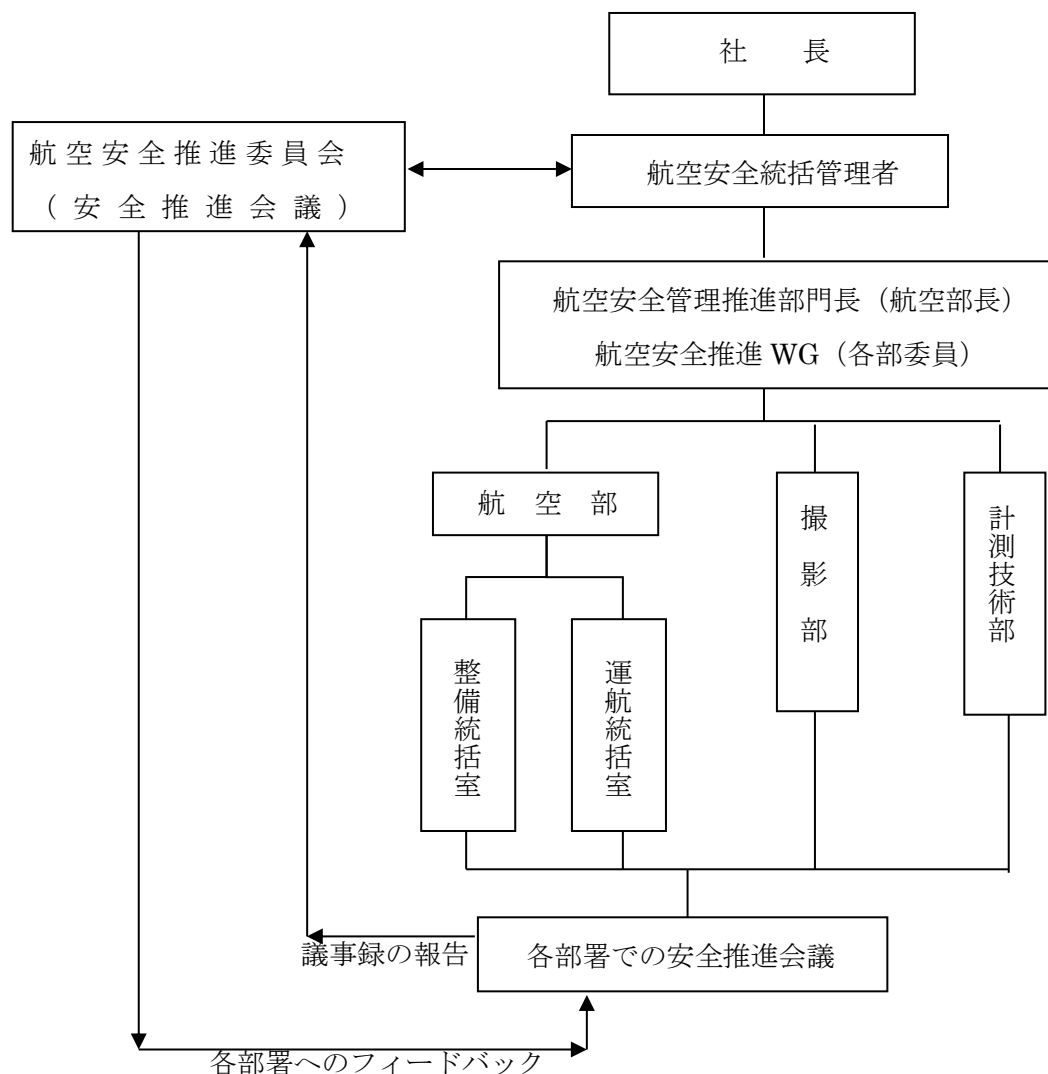
73 期目標値：達成

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項（規則第 221 条 6 第 2 号）

1) 安全確保に関する組織図及び人員に関する情報

イ) 安全確保に関する組織体制

当社は航空機の運航に関する安全管理体制を整え、運航の安全に関わる組織ごとの責任・権限等を明確にすると同時に、航空機の運航に必要な業務分担・作業手順を定めています。



ロ) 各組織の機能・役割

・経営の最高責任者

安全は経営の最優先事項である旨を含めた安全方針を明示すると同時に、安全管理体制が適切で妥当性があり、かつ有効に機能するために、安全管理体制を定期的に見直し、継続的な改善を行う。

さらに、安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行う。

・航空安全統括管理者

安全管理の取組の統括管理者であり、安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全の監視を行う。

また、安全施策・安全投資などの経営上重要な意思決定に直接関与するとともに、関連部門の組織長への安全に関する助言，勧告，援助を行う。

事業者内の飲酒対策を統括管理し、アルコール教育やアルコール検査等の飲酒対策を行う。

・航空安全推進委員会

安全管理体制において各部門から独立した上位の機関として、航空安全統括管理者の職務遂行を補佐し、リスク管理の体系的な実施に中核的な役割を果たす。

委員会を通じて安全管理体制の問題点や必要な改善点等を討議し、航空機運航に係る安全管理体制の継続的な改善を図る。

・航空安全推進 WG（ワーキング・グループ）

航空安全管理推進部門長を管理者として、センシング技術統括部の各部門の責任者、各部門の現場業務経験者等の中から必要に応じて召集を行い、部門から独立した組織として活動する。安全情報の収集、航空機運航等に係る改善提案、教育担当の役割を果たし、WGでの検討事項を航空安全推進委員会に報告する。

・航空部

自社航空機の運航・整備及び運航管理業務を行い、航空機を使用した全国の撮影業務等の特殊飛行を行う。

ハ) 各組織における人員

航空部：24人

二) 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

航空機乗組員	11名
客室乗務員	0名
整備従事者	11名

ホ) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理担当者	13名
有資格整備士	11名

2) 日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理の係る定期訓練及び審査の状況

「運航規程審査要領：空航 58 号」、「整備規程審査要領：空機第 73 号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の認可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第 68 及び 69 号」により定められており、これに従い実施しております。これら前述の審査要領については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

・同上

ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

各部門から独立した上位の機関としての航空安全推進委員会を設置し、全社の安全管理体制に関しての問題点、及び必要な改善策等を討議し、航空機運航に係る安全管理体制の継続的な改善を図っています。

各部署においては安全推進会議を実施し、他社で発生した事故・重大インシデント情報等を収集の上分析し、自社での防止策を講じています。また、自社で発生した不安全事項、不具合事項、インシデント等を分析し、再発防止策を講じています。

3) 使用している航空機の情報

イ) 保有している航空機の機種

1. セスナ式 208 型、208B 型 (C208、C208B)
2. テキストロン・アビエーション式 C90GTi 型 (BE9L)

ロ) 機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間

機種	数	座席数	平均年間飛行時間
C208	5	9	436 時間
C90GTi	1	7	248 時間

ハ) 全体の平均機齢並びに機種別の導入開始時期及び平均機齢

機種	平均機齢	導入開始時期
C208	16 年	1980 年導入
C90GTi	2 年	2019 年導入
全体	14 年	—

4) 運航状況に関する情報

- イ) 当該事業年度における保有機種別及び路線別の輸送実績（有償トンキロ、座席キロ等）並びに路線別の便数
該当しません。

3. 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項（規則第 221 条の 6 第 3 号）

法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル）の発生状況

1) 総件数

1 件

2) 主要な事態（安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態）の概要及び対応状況

該当する事項は生じておりません。

3) トラブルの種類、機種別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

① 種類：安全上のトラブル（航空機使用事業）

機種：セスナ式 208 型

状況：機体への誤部品の装着

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項（規則第 221 条の 6 第 4 号）

1) 3. の航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

要因分析を行い、航空局フォローアップを受け再発防止策を実施。

- ① 安全情報の発行
- ② 社内規定の変更

2) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

該当する事項は生じておりません。

- 3) 1)及び2)以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

該当する事項はありません。

- 4) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組等の実施状況、安全上のトラブル発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

「航空安全管理規定」に航空安全統括管理者の責務として、事業者内の飲酒対策を統括管理し、アルコール教育やアルコール検査等の飲酒対策を行うことを定め、全ての飛行を対象にアルコール検査を行っています。2020年3月には航空機の運航に係る者に対し、アルコール教育及び疲労リスク管理教育を行い、アルコール教育実施者には、効果測定を実施し理解度確認及びフォローアップを行いました。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染防止対策として、在宅勤務制度を導入し3密の回避を行い、航空機乗組員に対しては入社時の体調報告を義務化し、感染防止及び健康管理の徹底を行っています。

安全上のトラブル発生については、法第111条の4の規定に基づく報告に従い、再発防止策を航空局へ報告を行い、安全管理体制の構築を行っています。

73期 飲酒等に係る不適切事案報告件数0件

- 5) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

引き続き安全運航を継続するために、経営トップの安全へのコミットメントと安全教育の充実に努めます。

また、安全管理規定を施行し、これに基づきより組織的な安全管理体制を構築していきます。

以上